

国保

国民健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者証(保険証)が更新されます

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入されている世帯(方)に、平成28年8月以降の新しい保険証を7月下旬ごろまでにお送りします。

〈簡易書留郵便で配達します〉

簡易書留郵便で配達しますので、受領印を押したうえで配達員から直接お受け取りください。*留守中に配達された場合は不在票が入ります

〈住民登録は正確な情報で〉

保険証は住民登録の住所にお送ります。アパートやマンションにお住まいの方は、棟や部屋番号まで登録してください。住民登録の住所以外にお住まいの方には、保険証が配達されない場合があります。

◎国民健康保険の「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新は手続きが必要です

平成28年8月1日以降の「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を希望される方、新しい保険証、世帯主と認定証が必要な方のマイナンバーが分かるもの、窓口に来られる方の本人確認ができるもの、国民健康保険課給付担当(第二庁舎1階) 国民健康保険課▽国民健康保険課について: ☎9633119 146

8/1月

平成28年度固定資産税・都市計画税・国民健康保険税の第2期分の納期限

(標準負担額減額)認定証について: ☎9633119154

後期高齢者医療保険料の納入通知書をお送りします

普通徴収(口座振替または納付書による納付)の方に「後期高齢者医療保険料決定通知書」を、特別徴収(年金から差し引き)の方に「後期高齢者医療保険料決定通知書兼特別徴収納入通知書」を7月13日(水)に発送します。年間保険料額、納期限、各期別納付額をご確認のうえ、納期限内の納付にご協力ください。納付書による納付の方で口座振替を希望される場合は、同封の口座振替依頼書を国民健康保険課、北部・南部出張所または越谷市が指定する金融機関へ提出してください。

市税の納付には口座振替が便利です

納期限日に口座引き落としされますので金融機関に出かける手間が省けます。納税通知書、預・貯金通帳と口座届出印をお持ちのうえ、口座振替利用予定金融機関、収納課(第二庁舎3階)または北部・南部出張所へお申し込みください。

税

お知らせ

◎国民健康保険の「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新は手続きが必要です

平成28年度に①固定資産税・都市計画税 ②市・県民税の年納収納課 ☎9633119141

国民健康保険税の納税通知書をお送りします

平成28年度の国民健康保険税の年税額に変更があった方や新たに課税された方、年金からの特別徴収を口座振替に変更された方に納税通知書と納付書(口座振替をご利用の方は通知書のみ)を7月15日(金)に発送します。国民健康保険課 ☎9633119170

倒産やリストラなどで離職した方の国民健康保険税が軽減されます

現在、国民健康保険に加入している方や、これから国民健康保険に加入する方で、次の①～③のすべてに該当する方は、国民健康保険税が軽減されます

①倒産・会社の都合による解雇などで離職した方 ②雇用保険の特受給資格者、特定理由で離職した方 ③失業給付を受ける方(雇用保険受給資格者証の離職理由コードが11・12・21・22・23・31・32・33・34のいずれかである方) ④離職日時点で65歳未満の方

▽軽減方法: 対象者の前年給与所得を100分の30として国民健康保険税を計算

▽軽減対象期間: 平成24年3月31日以降に離職された方は、離職日の翌日からその日の属する年度の翌年度末まで。平成23年3月31日以降に離職された方は、平成24年度のみ軽減されます

国民健康保険税が軽減されます。該当する方は保険証・印鑑・雇用保険受給資格者証をお持ちのうえ、国民健康保険課へ(出張所では受付できません)。

介護保険負担割合をお送りします

介護保険要支援・要介護認定を受けている方に、平成28年8月からの介護保険負担割合を7月下旬ごろまでにお送りします。介護サービスを利用する際は、介護保険被保険者証等と併せて、利用しているサービス事業所に提示してください。

介護認定を受けた方、世帯構成や収入等の変動により介護サービス利用時の自己負担の割合が変更になった方には、順次お送りします。

介護認定を受けた方、世帯構成や収入等の変動により介護サービス利用時の自己負担の割合が変更になった方には、順次お送りします。

国民健康保険課(第二庁舎1階) ☎9633119169

介護

お知らせ

国民健康保険課 ☎9633119146

国民健康保険課(第二庁舎1階) ☎9633119169

多子世帯向け中古住宅取得・リフォーム補助金をご活用ください

県では、多子世帯による中古住宅の取得・リフォームの諸経費に対して助成を行い、子育てしやすい住環境の整備を推進しています。県住宅供給公社の助成金を併せると最大で70万円の助成を受けることができます。

〈対象世帯〉 18歳未満の子が3人以上いる世帯または18歳未満の子が2人いて、夫婦ともに40歳未満で3人目の子を希望する世帯

〈対象住宅〉 新耐震基準を満たした床面積が100平方メートル以上の戸建て住宅と床面積(専有部分)が80平方メートル以上の分譲マンション。耐震改修等により、新耐震基準と同等

国民年金保険料 平成28年度分免除申請の受付を開始します

7月から、平成28年度(7月～29年6月分)の国民年金保険料免除申請および納付猶予(50歳未満)の申請受付が始まります。免除や納付猶予の承認は、本人および配偶者(免除の場合は世帯主も含む)の平成27年中の所得で審査されます。

なお、前年度に全額免除または納付猶予の承認を受け、継続申請を希望された方は手続き不要ですが、4分の3・半額・4分の1免除の承認を受けた方は、毎年手続きが必要です。初めて免除申請を希望する方は、随時受け付けて

国民年金課 ☎0488830055

住宅課 ☎0488830055

563(午前8時30分～午後5時15分。土曜・日曜日、祝日を除く)▽耐震化の助成について: 越谷市建築住宅課 ☎9633119205